

2 2 行 ※1行1 4 文字

顔写真

安全協定の立地自治体並み  
改定の要請に対しての中国  
電力の回答案について

■議員 これまで事前了解権について、覚書等の文書により実質的な事前了解権はあるとしていた。しかし、文言上の差異があることで、それを解消すべきというところで改定要求してきたが、今回の改定案で、それが満たされたという認識か。

■市長 一定の改定がなされており、市の要求は満たされたと考えている。

■議員 現行の協定でも事前に報告を受ける、意見を述べる、誠意を持って対応する、ということが担保されていると思うが、市もそういう認識か。

■防災安全監 その認識だ。

■議員 事前了解権について、実質的に担保されているが立地自治体のものと表現上の違いがある、だから、合わせてほしいという要求をしてきた。このこ

3 2 行

とに間違いないか。

■防災安全監 間違いない。

■議員 中国電力の今回の改定案で表現上の違い、埋まったか。

■副市長 表現上の違いは残っているが、同様の取扱いが行われるということを明確にできたと思っている。

■議員 これまで文言の違いがあるから、そこを合わせるという要請に関しては、今回の改定案では受け入れられていない。改定案が「ほぼ満額」とは到底言えないのではないか。

■市長 今回の改定で、できるだけ立地自治体に近づけるように、あるいは明確になるようにということ、ずっと協議をしてきた。やはり一言一句同じところまではいかなかったが、あくまでこの改定の目的は一定程度明確にすること、住民の安全を守るために十分かどうか、そういった観点から考えると、「ほぼ満額」の回答であると認識をしている。

安全協定に基づいて意見を述べることについて

■議員 中国電力はかつて「事前了解権は立地固有のもの。周辺に拡大することはあるべき姿

ではない。「との見解を示した。中国電力は現時点でもこの見解を維持しているという認識か。

■副市長 中国電力からは発言について説明が足りなかったというところで、お詫びというか、発言の真意について説明があった。また、いわゆる立地とその周辺等に安全という面での差はないということを確認している。

■議員 それは補足説明をしただけである。中国電力はこの見解そのものは変更も撤回もしていない。市もそういう認識か。

■副市長 発言も撤回もしていないというのは、事実としてはそうなのかもしれない。

■議員 市の見解によると、中国電力は米子市に実質的には事前了解権があるとしているとのこと。では安全協定の文言でそれがなぜ書けないのかというのが一番の疑問だ。この理由、米子市は中国電力に聞いたか。

■防災安全監 聞いていない。

■議員 なぜ聞かないのか。

■防災安全監 安全確保という点においては、運用上の支障はないと考えている。それで、聞かなかった。

■議員 いざというとき中国電力は米子市に対して事前了解権

があるという対応をしないのではないか。そういった疑問、疑念がある。理由を聞かないということは市は市民に対してそれに関して説明はしないというのだ。今からでも中国電力に対して文書で理由の回答を求め、市民に説明すべきだ。

■副市長 私自身は、必要ないと思っているが、そういう御意見があったということは中国電力に伝えたい。

■議員 中国電力が実質的には事前了解権を認めているのに文言上なぜ書けないか、県も聞いてない。知事はこう発言している。「中国電力の真意はよく分からない。」これでは、いくら実質的には事前了解権が担保されてると言われても、それをそのまま何の疑問もなしに受け入れることはできづらい。

■議員 今回、中国電力に稼働に関して意見を述べるに当たって、2号機でのプルサーマル発電実施は念頭にないという認識で間違いないか。

■市長 本市は中国電力からMOX燃料を使用するとの話は聞いてない。また、今回述べる意見は、MOX燃料の使用を想定したものではない。

■議員 住民投票条例案への市長の意見書で、再稼働及び新規稼働については国が責任を持つて判断すべきもの、とのことだが、原発を稼働する最終的な決定は誰がするものと考えているか。また、その根拠は何か。

■市長 エネルギー基本計画において、原発については規制基準に適合すると認められた場合に、その判断を尊重し、再稼働を進めると国の方針が示されている。エネルギー政策は国策であり、原発の稼働についてもこの計画に基づき行われるものと承知している。

■議員 島根原発2号機を稼働することを最終的に決定するのは誰か。

■防災安全監 事業者である。

■議員 規制基準をクリアした段階で、事業者に、稼働しなればならない、稼働してはならないという何か法的な制限があるか。

■副市長 ない。

■議員 よく国策だと言われるが、最終的に稼働するかしないか、これは中国電力が決める。このことを、私たちは認識しておく必要がある。

### 避難計画について

■議員 本庁舎は、島根原発から32キロの距離である。原発事故時、市役所は通常どおりの役割が果たせるとの想定か。

■市長 原発から半径30キロまでの区域が防護措置を準備する区域であるが、本庁舎は範囲外であり、原子力災害時にも機能できるものと考えている。

■議員 屋内退避計画に関して市が市民に周知していることは、どういった事柄か。そして、市民は屋内退避に関して、その説明を理解し、準備ができていくという認識か。

■市長 屋内退避を始めるタイミングや方法、また注意点や有効性などを周知している。市民には一定の理解と準備がされているものと認識している。

■議員 計画に、食料・飲料水などの配布方法、医療や要支援者に対する支援体制に関する具体的な記載があるか。

■防災安全監 記載はない。

■議員 具体的な事柄の記載がない。これでは計画とはいえないのではないか。

■副市長 まだ不十分でなお深める必要があるのではないかと

いう指摘であれば、そういう部分があるのだろうというふうに思う。様々な訓練を行い大綱的な取り扱いのものをより実効性を高める観点で深め、文書化できるものはいきたい。

■議員 屋内退避のための訓練はやってない。そもそも計画もない。3日間から数日間の屋内退避、市民はどのように対応するのか。計画が必要だ。計画なしでこれはできない。屋内退避が成立しないと段階的避難もあり得ない。避難計画に実効性があるとかないというレベルの話ではないということ指摘しておく。

■議員 屋内退避の対象地域は30キロ圏全域か。

■市長 風速、風向きなど気象状況が正確に予測できないことから原則UPZ内（30キロ圏）の全域と考えている。

■議員 屋内退避をする期間はどのくらいと想定しているか。

■市長 長期間は想定してないが、放射性物質放出のタイミングやさらなる放射性物質放出の可能性など、プラントの状況によるため、一概には答えられない。

■議員 原子力防災ハンドブックで3日間の食料、飲料水の備蓄を要請している。達成されているとの認識か。

■市長 原子力災害に限らず自然災害への対策として、3日間から1週間分の食料等の備蓄をお願いしている。近年、災害への関心は高まってきており、一定の周知は図れていると考えている。

■議員 屋内退避が3日を超える期間にわたる場合、食料、飲料水を個別に配付する体制はあるか。

■市長 自衛隊などの実動組織の支援も受けながら対応する。

■議員 屋内退避中は、安定ヨウ素剤の服用が必要になる事態はないとの想定か。

■市長 屋内退避中の服用は想定していない。

■議員 広域住民避難計画では避難先での生活、仮設住宅への入居開始は避難開始後1か月をめぐり、完了はおおむね6か月以内をめぐり、としている。つまり、避難先での避難生活の期間は、少なくとも1か月は続くことになるが、住民にこのことを周知しているか。

■市長 計画はホームページ上で公開をしている。